

取るも誅せられ八州を取るも誅せらる誅は一のみで、遂に氣も大膽となり、重ねて營倉の厄介に相成る次第だ、然れども是れは大なる心得違である、蓋し今日は非常に歸休制度が擴張されて居る、若し一度でも入倉したる者は到底歸休の希望がない、然れども爾後充分謹慎を守り眞實悔悟の意を表すれば、必ずしも歸休に漏れる譯ではないから、決して自暴自棄を起さぬ機にせねばならぬ、新兵時代に於ても往々營倉に入る者があるが、情狀に依りて苦役に交換することもある、苦役とは讀んで字の如

く剛其他不潔の場所を掃除するもので、重營倉一日は苦役三日に換へてくれる、尤も重營倉は三日に一日輕營倉に移される、是れは衛生上の顧慮より割出したので、詰まり身體の衰弱を防遏する手段である、

酒 保

酒保は兵卒の俱樂部で、營内に於て兵卒の慰安となるべきものは實に此酒保である、物價は地方に比して一般に低廉で而かも其品質は頗る精選してあるので、衛生上經

濟上二つながら兵卒に有益である、日用品は大抵朝食よ
 り販賣して居るが、飲食物は多く午後からである、
 新兵が入營すると上等兵や模範兵の引率で酒保に出掛
 ける、初めの四五日間は單獨で行くことを許さない、夫
 れは敬禮や兵營の事情に通じないから萬一の失策を慮る
 ためである、故に此間は茶々たる汁粉の匂を面前に嗅ぎ
 ながら一杯の隠れ喰も出来ない、矢張り「上等兵殿、汁
 粉を一杯」と其許可を受るのだから少々都合が悪いのだ、
 扱急々自由行動を許されてからは、練兵解散が實に樂で

ある、殊に新兵時代は運動が激しいので、二合の計り飯
 (其實一合二三勺)では到底其腹が持てぬ、故に解散後武器
 被服の手入を済して先づ酒保に突貫するのである、霜融
 けのひどい營庭を寒風に吹かれながら、惚れて通へば千
 里と一里で、各中隊の新兵共は其寒風を物ともせず、何
 れも皆嬉々として、同一の方向に突撃して来る、温飴、蕎
 麥、麵包、汁粉、餅、すし、酒、何れも皆軒ならぬ店舖
 を並べ、方陣の形を作つて互に客の取合ひ、勿驚タツタ
 四錢の兵隊も其待遇方と來ては、無き鐵衣の袖も殆ど破

れむばかりだ、先づ酒保に遣入つてから四邊を一瞥して
甘味さうな店に押寄せ、

『オ、麵包をくれ』

と横柄な顔附、甚麽にも二三十錢ぐらゐの上客と見える
が、扱財布を見れば斯は甚麽にカーキ色の銅貨三箇、
驚くべし三錢のお客とは、然れども勿笑酒保の顧客は四
錢が單位である、而して大枚四錢の金も、塵積れば山と
なる譬の如く、千數百人相手の商法なれば相應の收入が
あるさうだ、

然れども酒保の散財も三四錢ぐらゐなれば至極結構で
あるが、迎も其くらゐの散財では腹の蟲がいかん承知仕
らず、一から十まで一通り之を口にした上でなければ到
底退却の氣にならぬ、其結果飯桶の飯は常に積で山の如
く、實に國家の不經濟又自分の不利益である、然れども
一身を國家に捧げながら食料までも之を自辨にするは、
決して國家の本意とする所ではあるまい、故に余は考へ
出した、酒保は食後に限ると、蓋し飯桶の一本、到底其
空腹を充すに足らない、故に勢ひ他に之を補充せねばな

らぬ、是れ即ち酒保である、換言すれば飯桶を主にして酒保を客にするので、其足らざる部分を酒保にて補ふのである、左すれば經濟上非常なる相違で、余の實驗した所では一箇月確に二圓の差額が出る、

酒保の最も繁忙なる時は、手當を買ふた日及野外演習より歸營した時である、兵卒は一般に貧乏で偶々四十錢の手當を買へば、實に天にも上る心地で、平素好めるパシも嗜める酒も控へて居るので先づ第一に酒保を訪問するのである、故に其混雜肩々相摩するとは實に此事で、

一片のパンも之を手にするのは容易ならぬ苦心である、又野外演習の歸りは何れも空腹と匹寒とに堪へ兼ねて酒保に飛び込む、一杯の美酒に陶然と酔へば精神恍惚として羽化登仙の思で一同嬉々として居る、噫實に酒保は兵卒の俱樂部である、僅十錢の金だにあらば、充分其腹を肥し其心を酔はしむることが出来る、換言すれば酒保は平民的で少しも貴賤の區別がない、鼻下に美髯を蓄へた志願兵も立ちながら堅パンを噛つて居るのは滑稽だ、若し夫れ阿嬌の侍るなくば酒に香なく食に味なしと云ふも

のあらば、それは眞の軍人ではない、所謂浮華文弱に流れた墮落の徒である、故に日曜其他の休日一醉を一杯の酒に求めむと欲する者は決して之を營外の料亭に求むる勿れ、彼は其價頗る大にして、而かも種々の弊害が之に伴ふのである、寧ろ酒保に投じて一杯を傾け、而して後一睡を寢臺に結べば夢は悠々として華胥に遊ぶであらう、噫酒保なる哉、然れども酒保にも亦一種の弊害がある、若し一度酒保の味を知れば毎日其時刻が来ると必ず酒保を覗かずば氣が潰れぬ、故に出来得るだけは軍隊の定食

に慣れて間食を廢する機にするが肝要だ、是れも亦余の實驗である、

日曜日

孔子が學むで後遊ぶ亦樂しからずやと云つたは實に千古の名言である、平素悠々閑々として何一つすることもなく貴重なる光陰を空費する者にありては、折角の日曜日も何等の樂としてなく、矢張り碌々として一日を送るのである、然るに一週の間致々汲々として勉強した者は、此

一日に依りて積日の勞苦を一掃し更に之に依りて一層の精氣を養ふのであるから、實に一日千秋の思で此日曜日を待つのである、余も嘗て學生時代に之を経験したことがある、非常に勉強した週間の日曜日は、胸中快々として殆ひと形容の出来ぬ爽感を覺ゆるのであるが、之に反して不得要領に送つた週間の日曜日は、同じ休日でも何となく良心に咎めて、遊ぶとなく勉強するとなく、有耶無耶の裡に一日を送るのである、實に勉強した週間の日曜日は楽しいものだ、

兵營に於ける日曜が如何に愉快であるか、恐らく兵營生活を遂げた者でなければ、其樂の如何に深きかを知ることが出来まい、試に兵卒に向つて何時が一番樂みかと尋ねて見よ、必らずや異口同音に土曜日晩と答ふるであらう、即ち土曜日晩とは明日の日曜日を意味するのである、學んで後遊ぶ日曜日なれば、其兵營なる地方なるに依りて愉快に區別のあるべき筈がない様であるが、茲が兵營生活で、其差は恰も霄壤も皆ならないのである、蓋し我々軍人は殆ひと籠の鳥同様で、日曜日、其

他の休日を外にしては全然社會の光景に接することが出来ぬ、如何に管絃の音幽に柵を漏れて聞えても、無線電信が天の一方より頻に嬌聲を漏らして我を招くも、オイソレと出掛ける際にも行かず、實に儘にならぬは浮世とは云へ、更に夫れよりも尙不自由なる兵營に起居して居るので、其外出の樂しさ恐らく地方の生活に慣れた者の豫想することの出来ぬ程である、加ふるに此一週の間朝は黎明に起きて星の光を浴びつゝ、銃劍術器械體操或は野外演習に各箇教練、殆ひと一寸の暇もなき程鍛はれるの

で、一層日曜日が楽しいのである、即ち學むで後遊ぶ亦樂しからずやとは實に此事である、

扱今日も早や土曜の晩となつた、人員點呼も済むで待ち兼ねた消燈の喇叭が寒風と共に窓の隙間から消え行く様に聞える、すると間もなく今まで倏々と輝いて居た電燈が突如として消えた、戦友は互に寢臺を並べて樂しき華胥を訪ふべく寢具に潜り込むだ、若し是れが平常であれば日中の練兵に疲勞して居るから、直に前後不覺の態で茲白川夜船をきめ込むのであるが、思へば明日は日曜

日、嗚呼待ち兼ねた日曜日を前に控へては容易に夢も結ばれぬ、天氣は如何に、午前は何處に行かうと、此一日を費消すべく快樂が却て煩悶となるのであるが、其煩悶が遂に戦友に飛ひで、

『オイ中野君、明日の天氣は如何であらう』

『左ればナア、然し雨は降るまいよ、星も出て居た様だから、若しも降つたら夫れこそ事なりけりだ』

『ドウダ君、明日一杯遣らうか、肉のスキも悪くないぞ』

『又君ドリンクの話が出たナア、然し此味ばかりは忘れ

られぬ、ヨシ僕が一升提げて行かう』
 など、二人は甚麽にも樂しげに話して居る所を他の戦友が

『善い話が出て居るナ、我輩は近來メツキリ戦闘力がなくなつたよ、モウ朝から寢具に巻かれて堅パンでも噛る積りだ』

話は次第に花が咲きて實も漸く結ばむとする頃、上等兵の一喝「消燈後だ」と聲は闇から闇に傳はつて、後は四顧暗澹、獨り聞ゆるは玄海の波音のみである、

起床喇叭が唳唳と鳴れば、何となく愉快で一瞬も寝て居れぬ、若し平常なればエー此喇叭がと其聲を怨むのであるが、何様日曜日のことゝて、いつになく班内は活氣を帯びて居る、實に外出の日に限り起床の喇叭が待ち遠いのである、さりとは人間も随分勝手な動物である、扨朝食も濟むで一同皆外出の準備をして居る、武装で整列とは異り、『外出する者は整列』と週番下士が達する時の心地は、恰も天女の福音でも聞く様である、斯て一同皆舎前に整列して週番士官の服装検査を受ける、是れは恰も

小供が外出する時に親姉妹が着物のなりを見てやると同様である、斯て士官は一々服装を検査して廻る、『オイ貴様は靴を磨いてない、是れは釦が外れて居る、顔に墨が附いて居る』と緻密なる週番士官の検査が終つてから一條の訓戒がある、

『外出先で決して服装を素すな、又敬禮は軍人の花であるから決して怠つてはいかぬぞ、又酒は飲むなどは云はぬが決して禁制家屋に這入るな、軍人の名譽に關す

るのみならず害毒に感染する虞があるから、且歸營時
間を忘れるな、是れだけ守れば如何なる愉快を盡さう
と汝等の勝手である、直に解散』

服装検査も終了して各自は思ひくりに營門指して出て行
く、心は實に飛び立つ様である、而して營門に立哨して
居る歩哨は甚麽にも羨ましさうに其後影を眺めて居る、
斯の如く日曜日は愉快である、併かも此樂もホンの晝
食まで、早や午後となれば歸營時間のみ氣に掛る、モ
ウ何時であらうか、早く歸らねば戦友も心配して居るで

あらうと、何かにつけて氣が落ちつかぬ、例へば午前
春風駘蕩百花爛熳たる候で、午後は秋風落葉孤雁悲愁の
感が起るのである、故に出門の勇氣に引きかへて、歸營
の際は踏む足音も力がないのである、

聯隊旗

聯隊旗は軍隊の生命である、此聯隊旗ありてこそ始めて
軍隊は活動し、軍人は其下に殲れるのである、若し夫れ
聯隊にして此旗なかりせば、如何に百萬の豺豕が集るも

聯隊は殆むと存在せぬと同一である、實に聯隊旗は神聖なるもので、軍人の前には彼の光威八紘に輝く太陽の夫れよりも尙一層の光輝を有するのである、縦令戦疲れて志氣衰へたときでも一度軍旗にして向はむか、志氣頓に勃興し水火の中も彈丸も敢て意とせぬ様になる、何故に斯も聯隊旗が絶大の威嚴を有して居るか、即ち軍隊では此軍旗を以て實に陛下の反影と心得て居る、素より軍旗は天皇の御手づから聯隊に下し賜はるのであるが、一には之を陛下の御眞影なりと聯裡に刻されて居る、其印象が

實に云ふべからざる一種盡忠の念となり、茲に絶對服従の精神となるのである、彼の楠公の忠節湊川の露と消えたのも皆此精神に胚胎したのである、斯の如く聯隊旗は軍隊の生命で殆むと陛下と同様である、然れども此軍旗は近年始めて之を制定したのではない、換言すれば泰西の制度を採用されて始めて聯隊旗なるものが出来たのではない、尤も聯隊旗なる名稱及び其外形は或は夫れと同時に作られたのであらうが、軍旗なる實質は依然として昔より存在して居たのである、彼の

往昔大將の出征に際しては必ず天皇より錦旗節刀を賜ふて居たが、其錦旗なるものが今日の所謂聯隊旗である、故に軍旗なるものは彼の歐洲の諸國にある聯隊旗の翻譯と思ふは大なる誤謬である、又軍人が聯隊旗を重ずるは素より當然のことであるが、我輩は進むで聯隊旗と國民との關係をして今一步密接ならしめたい、今日の有様にては殆ひと國民が聯隊旗に對して敬禮する者が無い、尤も一部學生間には往々之を見受けることもあるが、併かも其大部分は輕々に看過するやうである、是れ國民とし

て實に不敬千萬の次第で、我輩は深く之を遺憾として居る、況して尙武を以て誇る我邦に取りては、實に國家の恥と云はねばならぬ、思ふに是れは國民教育の不完全なる結果で、若し中小學に於て其精神を養成して置かば自然崇拜の念を起すに至るのである、尤も國民の中には聯隊旗は如何なるものであるか又其軍旗は如何なる裝飾を施してあるかを知らぬ者がある、故に我輩は時々機會を得る毎に、國民に聯隊旗の實物を拜觀せしむるは最も必要の手段と思ふ、差當り機動演習等に於て滞在の日や、

其他時間の餘裕を見計らひて、普く地方人士に拜觀せしむれば、軍旗崇拜の念を起して益々尙武の氣象を養成するに至るのであらう、要するに國民の聯隊旗に對する觀念は甚だ冷淡で之を崇拜する精神が甚だ乏しい、向後其關係をして密接ならしむるは今日の急務である、

嚴罰

軍隊に於ける嚴罰の源は遠く國際法に胚胎して居る、戰時に於て敵國民が我軍の行動を妨害し、若くは款を自圖

に通ずる等不利益の行動を取る場合には、其市町村全體に對して共同嚴罰を科することが出来る、蓋し之に依りて敵國民を萎縮せしめ、従つて我軍の行動を容易ならしむる上に非常の利益があるからである、故に戰時國際法は明に之を認めて居る、然れども若し此嚴罰にして其適用を誤るに於ては却て殘虐に陥るの弊がある、彼の普佛戰爭の際、ビスマークの採りたる嚴罰は大に國際間の批難を受けた、

軍隊に於ける嚴罰とは上官の其部下に對する制裁で、

俗に之を嚴罰と稱して居る、以前は随分殘忍な嚴罰が流行したさうだが、近年は餘程其弊を矯めて來た、是れも教育の進歩した結果で大に慶すべき現象である、然れども我輩は此制裁の必要なることを感じて居る、即ち國際法に嚴罰なる規定のあるが如く、軍隊に於ても一般軍人の軍紀を引緊むる上に必要缺くべからざる良劑である、故に嚴罰を以て一概に蠻風として排斥する譯に行かぬ、茲に我輩が軍隊に於て從來演せられた嚴罰の如何なるものなるかを述べて見やう、

嚴罰には共同嚴罰と各箇嚴罰とがある、是れは我輩の區別した私物で、詰まり中隊若くは班内の兵に對して同一に科する制裁が共同嚴罰で、特定人即ち一人々々に對し下士上等兵の科する制裁が各箇嚴罰と云ふのである、而して共同嚴罰は數人の罪科が原因となりて全體が嚴罰を受くるので、一見甚だ不公平なるが如きも、我輩は此嚴罰の大に必要にして且其結果の頗る見るべきものあるを信じて居る、余の新兵時代班長から軍紀が弛緩して居るとの理由で班内の兵全體に對して嚴罰を科せられた、

蓋し軍隊は凡て共同一致が必要だ、若し此決心が缺如して居れば、外觀如何に精銳を装ふも事に臨むでは烏合の衆と等しいのである、而して共同嚴罰は即ち此一致の精神を養成する手段となるので、各兵に於ても互に相警戒する様になる、然るに之に反して各箇嚴罰は往々蠻風に流れ易く、又弊害の之に伴ふことがある、今日に於ては中隊長以下の者は假令將校と雖も部下に對して素りに嚴罰を科することが出来ない、然れども實際に於ては上等兵や古兵共が、新兵教育の一手段として各箇嚴罰を科し

て居る、此嚴罰も或程度までは新兵の惡性を懲戒する上に頗る利益がある、殊に新兵時代は未だ固有の性癖を持つて居るので、随分軍紀を紊亂する兵も雜つて居るから一層嚴罰の必要を感じて來るのである、然し此嚴罰も適度に施してこそ効果もあれ、若し其度を過すに於ては見るに忍びざる蠻風を演ずるに至るのだ、而して斯る嚴罰は多く日夕點呼の際行はれて居る、故に日夕點呼とあれば何れも皆戰々競々として其喇叭の一瞬でも遅からむことを冀ふ程である、其嚴罰も捧銃か膝姿ぐらゐなれば極

めて寛大なるところなれども、人に依りては毆打る、蹴る、踏む、甚しきに至りては班内の兵をして廻り打ちの蠻風を演せしむることがある、其他私物棚の下に中腰の捧銃等種々なる嚴罰がある、中には上等兵や古兵が其威力を利用して無防禦の港灣を砲撃することもある、是れは明に國際法の禁ずる所であれば、軍隊に於ても或程度以上の嚴罰は之を根絶する様にしたい、思ふに當局者は斷然之を禁止したつもりであれども、班内の出來事は一々上長の耳朶に達せざる事情もあり、旁其蠻風の尙今日

に存する所以であらう、然れども我輩は或人の如く全然之を廢止せよとの説には反對だ、之に依りて新兵の惡癖を矯正し且軍紀を嚴肅ならしむる上に非常なる力を有して居るので、嚴罰も亦新兵教育の一手段である、

軍人の品位

我々軍人は畏れ多くも陛下の股肱である、勅諭の中にも「朕は汝等軍人を股肱と頼む、左れば汝等軍人も亦朕を頭首と仰げ」とある、何と畏れ多き御詞でないか、素より吾

人は其身の軍籍にあると將た地方にあるとを問はず、忠良なる陛下の臣民たるに相違ない、然れども軍人は更に其忠良なる臣民の中より、選ばれて國家を擁護するのであるから、其責任の重きと共に其名譽は益々大なるのである、若し我邦の徴兵制度が彼の英米の如き備兵主義であれば、國家と臣民とが一の契約に依りて兵役に従事するのであるから、其軍人は純然たる國家の備人で、云はゞ金錢のため身を國家に捧げて居るのである、従つて名譽も權利も殆むと悉無と云ふて宜しい、之に反して我邦

の兵制は國民皆兵主義で、前項既に述べたるが如く國民は凡て義務のため一身を陛下に捧げて居る、彼の一日四錢の手當の如き、決して日給でもなく又俸給でもない、若し俸給でありとすれば彼の英米の如く日本軍人は凡て國家の備人となり終るであらう、此點は殊に軍人の最も留意すべき要目で日給とは全然混同してはいかぬ、是れ全く吾人が日用品を購求する費用として支給せらるゝもので、國家に奉公する對價ではない、換言すれば此四錢の手當は國家が日用品を支給する代りとして我々に給與

するものである、然るに此十日分の手當を必要品の購求に充てずして、却て之を酒保の一室に費消するものあるは大なる心得違と云はねばならぬ、

斯の如く日本の軍人は純然たる國家の絶對的義務兵で古の所謂武士と同様である、左れば苟も身を軍籍に置く以上は一日たりとも名譽と廉恥とを忘れてはならぬ、蓋し名譽心は軍人精神を維持するもので能く膽力を養成し怯懦を掃蕩し、以て死生の間に從容たらしむるのである、若し夫れ軍人にして廉恥の心なくば、恰も梅花に馥郁た

る香氣の失せたと同じく、如何に燦爛たる勳章を胸間に閃かしても、畢竟蕪人形の正装したると同様で、全く國家の害物である、獨り國家の害物たるのみならず、陛下の股肱たる名譽と至尊の信頼とに違背するもので、詰まり陛下に對して不忠の臣である、是れ畢竟軍人たる精神の未だ浸潤せざる結果で、軍人の如何に高尚で品位高きかを解せざる徒である、若し軍人にして自分は陛下の股肱である、名譽ある國家の擁護者である、と云ふことが頭裏に泌み込むで居れば、決して軍人の體面を穢すが

如き所行は出来なない筈だ、思ふに斯る醜態を演ずるに至るは地方的性質の未だ脱却せざる結果で、例へば車夫は車夫、百姓は百姓と云ふ具合で、各其固有の性格を現すので、其結果が粗暴となり野卑となり、遂に見るに忍びざる醜態を演ずるに至るのである、故に軍人にして自ら陛下の股肱である、一舉手一投足は凡て皆陛下のためであると信じて居れば、決して軍人の體面を穢すが如き虞はない、我輩は凡ての軍人が此精神を腦裡に刻して置かむことを希望するのである、

余が二恩人

余が軍隊に於ける恩人は其數極めて多い、上は將校より下下士卒に至る迄、殆むと皆余が恩人ならざるはない、就中余が二恩人とも云ふべきは寺平大尉と裏辻大尉の二人である、寺平大尉は今憲兵少佐として久留米憲兵隊に在るが、嘗て歩兵第十四聯隊第八中隊長として余が所属の隊長であつた、然れども僅七十有餘日にして現職に轉科された、余は當時實に慈母に別れた様で、頗る兵營生

活の頼りなきを感じた、蓋し新兵時代に於ける余は猶家庭に於ける嬰兒の機である、然るに此時に際し余に表せられた同情は實に身に徹底して今尙忘れない、換言すれば寺平大尉は余が未成年者時代の養育者にして之に依りて始めて軍隊に於ける能力者となつたのである、若し夫れ裏辻大尉に至りては、余が奉仕する其時日の長きと共に其恩顧は益々深いのである、蓋し裏辻大尉は余が委員として轉隊したる歩兵第六十三聯隊第十中隊長で、今尙現職に盡されて居る、性磊落豪壯にして併かも謙腹の徳

に富むで居る、加ふるに、情あり涙ある好武者で、實に部下を愛撫する到れり盡せりだ、従つて中隊の兵は擧つて乳兒の慈母に於けるが如く慕ふて居る、之を武人の典型と云ふも決して謬言ではあるまい、殊に余は年長の故にか、同大尉の甚大なる同情に浴して、兵營生活を有益に過して居る、曩に我輩は寺平大尉を失ふて恰も暗黒界に彷徨するの感があつた、然るに今や再び情の配下に愛しまれて公と私との間に至大の便益を得て居る、嗚呼何と幸福の余であらうか、想ひ起す濱寺海濱一夜の逍遙、

月は一灣の上に懸つて夜色蒼茫、波は靜に月光に照されて金波銀波とは實に此景色であらう、此時に際し恩愛の契淺からぬ我裏辻大尉は徐に余を顧みて、話頭一番余が身心に徹底すべき温情を寄せられた、然れども其語や今茲に述ぶるの場合でない、余は只其温情を永遠に記憶して終世之を忘れないであらう、然り其同情は高石の濱の仇波と共に永劫に余が腦裡を去らぬであらう、

涙ある上等兵

雨は蕭々として降り出した、見れば雪も交つて居る、加ふるに空は一面の闇黒、實に指をも剪り落さんとする寒き夜である、嗚呼實に此寒き夜に余は水汲當番として出でねばならぬ、見れば余が戦友たる一年志願兵諸氏はストーヴを中に甚麽にも愉快らしき談に火を焚いて居る、若し余にして一年志願兵たる資格ありしならば、斯の如き勞働には使役せらるゝこともなからうと、我輩は窶に營舎を出でつゝ志願兵の身上を羨むだ、蓋し我輩が從來勞働に慣れた身であれば左程苦痛とも思はぬが、果弱な

る此軀に取りては、實に過分なる使役であつた、殊に第十四聯隊は井水に乏しきを以て、遠く水を紫川に仰ぐことも度々ある、苟も勝山城に籍を置いた諸士は如何に浴槽の水汲に辛懣を嘗めたかを知つて居るであらう、扱二十餘名の新兵は一枚の外套を被つて水汲に出掛けた、雨は寒風に吹かれて殆むと四肢も凍つてしまふ機である、併かも新兵は一同勇氣を鼓して是れも國家に對する奉公の一部だ、ナニ此くらゐの寒がと、健氣にもエイくの聲勇しく釣瓶の繩を引張つて居る、ところが最初の一二

時間こそ面白半分に水も汲ひで居るが、雨は次第に強く水氣が観衣を透して體が凍る様に爲つて來ると、勇氣満身に溢れて居た先生方も、以前の元氣は何時しか消えてエイくの聲も次第に衰へた、併かも人員調には尙一時間もある、加ふるに井戸も早や汲み難したれば是れより更に紫川まで行かねばならぬ、左れば今晚の水汲は如何に早くも十時後であらうと、思案夾に薄暗き物影より余が姓名を呼ぶ聲が聞えた、ハテ如何なる人の招きか、何か不都合でも出來はせぬかと、余は恐怖の念を抱きつゝ

二大禁制と二大要件

軍人の二大禁制とは遅疑すること及び爲さざることは是れである、之に反して軍人の二大要件とは、行軍力の養成及び射撃の熟達の二者で、併かも此二箇の要件は軍人特に歩兵の最も必要とする所にて、換言すれば此二要件は實に歩兵の性能とも云ふべきものである、我輩今此二問題に就き些か臆見を述べて見やう、

遅疑すること及び爲さざることは獨り軍人の嫌忌する

のみならず、一般世人を通じて最も忌むべき事柄であるが、殊に軍人社會に於ては一層之を排斥するのである、蓋し軍人にして躊躇逡巡し或は機に臨み變に應じて執るべき手段を知らず、只茫然として之を看過することあらむか、其結果は實に全軍の勝敗に關するを以て、殊に之を戒むるのである、然れども之を爲し之を斷行する場合に、往々にして方法を誤り失敗を惹起することもある、併かも其効果は尙遲疑すると爲さざるに愈るのである、此二者の軍隊を危殆に陥らしむるは、實に彼の方法を誤

り失敗を惹起するより尙甚しいことは明に野外要務令の綱領に認めてある、是れは指揮官たるべき者の戒むべき事であるが、一般兵卒としても終始之を念頭に置き、日常の舉動にも常に之を心掛け、其動作を敏活にせねばならぬ、

又行軍と射撃は實に歩兵の最大要素である、若し歩兵にして此二箇に長じて居らねば、殆ひと歩兵としての存在を失ふのである、蓋し歩兵の特長は射撃である、若し射撃にして拙劣であれば、實戦に臨み殆ひと木像と異ら

ぬ、故に歩兵は最も射撃に熟達することが肝要である、然らば如何にせば射撃に熟達することが出来るか、曰く豫行演習是れである、素より豫行演習は乾燥無味なるもので、彼の銃剣術や器械體操に比し活潑爽快の氣を缺くと雖も、彼の競點射撃に賞品や褒賞休暇を貰つた時の愉快、實に形容の出来ぬ一種の快感が油然而として胸中に湧き出すのである、之に反して赤白旗が左に出たり、又は治痕竿を右左に振られたりする時の心地は實に厭なもので、自己の生命とも頼むべき銃が悪くなり、射座にでも

執て打ち附けたくなる、夫れのみならず上官に對しても
 面目なく、揚々たる良射手を見ては癩に障り、『ウム此度
 見て居れ』と一時は糞元氣も出して見るが、下手な者に限
 り豫行演習にも出でず、イザ鎌倉となりて騒々のみだ、
 又彼の名譽射撃の如き、師團管内の四十八箇中隊が、只
 一本の名譽旗を取り合ふので、其當日の如き實に射場は
 一種の殺氣を帯びて、平日の射撃とは異り何となく活躍
 して居る、此場合に臨み、益々射撃の必要を感じ、若し
 零でも撃つたら、實に中隊長に對して申譯なく、其所ら

邊に穴でもあらば、身を投じて罪を謝したくなる、要す
 るに歩兵は射撃に長せねば其價値を失ふのである、
 又歩兵は行軍力に堪へねばならぬ、蓋し歩兵は他の兵
 科と異り、至難の行軍を爲し、幾多の困苦艱難に遭遇し
 て後始めて敵と銃火を交へるのであるから、最も健脚な
 るを要するのである、若し行軍力にして微弱ならむか、
 其不便其不幸獨り自己のみならず重ねて累を戦友に及ぼ
 すのである、第一足痛を感ずれば元氣消耗し、僅二貫有
 餘の銃器が持てぬ様になり、遂に之を戦友に托するに至

る、足痛愈々甚しきに至れば、遂に落伍して隊の前進を見ながら路傍に倒れねばならぬ、併かも進むべき行程は矢張り繼續して目的地まで行くのであるから、其苦痛其心勞到底他人の知る所ではない、若し戦時時變の際なれば、敵の捕虜となるか、又は路傍に餓死するの外はないのである、故に歩兵は平素山河を跋渉して行軍力の養成に力めねばならぬ、

以上述べたる二大禁制と二大要件とは、軍人の一日たりとも忘るべからざるもので、即ち軍人の綱領である、

左れば苟も軍人たらむ者は事に臨むで決して躊躇逡巡する勿れ、爲すべき事は斷々乎として之を決行せよ、一度立つて標的に向へば百發百中、如何なる良射手も之を陣後に瞠若たらしめよ、泰山前に横はるも、大澤前に遮るも、之を踏破跋渉するの健脚を養成せよ、若し此四箇の要求にして確實に之を守ることが得れば、實に之を軍人の模範と云ふも敢て誣言ではあるまい、

余が軍隊觀

余は本書の結論に於て余が軍隊観を論ずるつもりであつたが、時勢の未だ之を許さないと観察の未だ不十分なるとで之を他日に譲つた、然れども我輩は茲に其所感を斷言して憚らない一事がある、それは兵營生活の効果換言すれば軍隊教育の精神的感化で、此無形の印象は實に甚大なる力を以て吾人の性格を一變させたのである、彼の軍紀なるもの我輩未だ之を分拆説明するの見解を有せないが、其本質は確に心理的作用の一なることを確信して居る、而して此軍紀なるものが軍隊教育の本領となり軍人

精神を養成するのである、而して此精神は獨り軍隊生活の上に於てのみ必要なるのみならず、社會的生活の上にも於ても、實に偉大なる力を有して居る、彼の勅諭五箇條の如き、彼の讀法七箇條の如き、一として吾人が精神を修養する倫理たらざるはない、余や幸にして國家の干城となり、一方に於て國民たる義務を盡すと同時に、他方に於ては軍人たる精神を注入せられ、天晴なる昔の武士に立ち歸りたるは、眞に余の壯快とするところ、此精神と此理想とを以て他日天下に立たば、天下の事又何事か

成らざらむである、況して新兵時代の生涯、所謂困苦缺乏に堪へたるは、實に尋常一様の決心ではない、吾人は信ず若し人にして新兵時代の決心を以て社會に立たば、如何なる難關に遭遇するも、斷々乎として之を切り抜け得るであらう、彼の先哲の所謂艱難汝を玉にするとは實に此事である、我輩性來怠惰で而かも不規則なる社會の下に殆むと半世を送つた、然るに僅一年の兵營生活が偉大なる力を以て吾人の性格を一變せしめた、今之を詳細に云へば、沈着、敏捷、豪膽、熱心、此四者は確に吾人に

が精神を修養せしめた、然れども若し兵營生活を悪用するに於ては、反對に其性格を一變せしめて、殆むと濟度すべからざる惡漢となるであらう、而して其原因は多く自暴自棄と無教育の結果である、金ある者は其財産を蕩盡して一介無頼の遊冶郎となり、目に一丁字なき者は一種軍隊の弊風に感染して粗暴倨傲の振舞を演じ、遂には世人の厭忌を來すに至るのである、斯の如きは軍隊生活を悪用したる結果で、軍人の最も慎むべき事柄である、獨り兵營生活は其精神を鍛鍊修養するのみならず、其

體軀を強壯勇健ならしむる上に偉大の力を有して居る、
 彼の胃弱に病む富豪の子弟の如き、寧ろ病院に多額の藥
 代を拂ふより、一身を國家に捧げて兵役に就かしめよ、
 忽にして豪氣勇猛の兵士となり、殆むと生れ代りし體軀
 となるであらう、然るに世の人にして尙兵役を忌避する
 者あるは、實に慨嘆に堪へざる次第である、是れ畢竟兵
 營生活を誤解したる結果で、詰まり軍隊と地方との關係
 が密接ならざるためである、左れば其關係をして密接な
 らしむるため、彼我の疏通を圖るは實に目下の最大急務

なりと信ずるのである、

新兵の生涯 終

明治四十一年四月六日印刷
明治四十一年五月七日發行

不許
複製

正價金拾貳錢

著作者 山田北洲
發行及 相澤富藏
印刷者

印刷所 厚生堂印刷部

發行所 厚生堂

東京市京橋區南傳
馬町壹丁目番八番
電話番號本局八番八番
振替貯金口座番貳八番

東京市京橋區南傳
馬町壹丁目壹番地
北區市京橋區
北區市京橋區

